

内閣参質一七六第一五三号

平成二十二年十二月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武夫 殿

参議院議員福島みずほ君提出新卒者就職支援プロジェクトにおける実習生の保護等に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出新卒者就職支援プロジェクトにおける実習生の保護等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「新卒者就職支援プロジェクト」とは、経済産業省で実施している「新卒者就職応援プロジェクト」（以下「本事業」という。）を指すものと思われるが、本事業は、新卒者の就職支援と中小企業の人材確保を目的として、就職先が決まっていない新卒者に、中小企業の職場に触れる機会を提供し、中小企業で働く上で必要とされる知識等を習得させるために、職場実習の機会を提供するものである。このため、職場実習の実施期間については、実習生が十分な知識等を習得できるよう考慮して、原則六か月間としている。

二について

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）等に規定する労働者とは、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいい、お尋ねの実習生がこれに該当するか否かの具体的な事案における判断は、これらの法律の施行に関する事務をつかさどる労働

基準監督署長、労働基準監督官等において、労務提供の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素も勘案して総合的に行われるものである。

三について

二について述べたとおり、労働基準法、労働安全衛生法等に規定する労働者に該当するか否かの具体的な事案における判断は、労務提供の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素も勘案して総合的に行われるものであり、これにより実習生が労働者に該当するとされる場合は、労働基準法等の適用を受けるものである。

四について

本事業は、一について述べたとおり、実習生に中小企業の職場に触れる機会を提供し、中小企業で働く上で必要とされる知識等を習得させるために、職場実習の機会を提供するものであり、実習生、受入企業及びコーディネート機関（職場実習を行う実習生及び受入企業との調整や、職場実習の実施状況の確認等を行う機関をいう。以下同じ。）の三者間で「新卒者就職応援プロジェクト職場実習の実施に関する確認書」（以下「確認書」という。）を締結した上で、職場実習を実施している。

確認書においては、受入企業は実習生の安全及び衛生に配慮しなければならないことが規定されているところであり、実習生がお尋ねの労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条に規定する危険又は有害な業務を行うことは想定していない。また、本事業において、受入企業が同規則第三十五条に基づく雇入れ時等の教育や同規則第四十三条に基づく雇入れ時の健康診断を行うことは想定していないが、前述のとおり、確認書においては、受入企業は実習生の安全及び衛生に配慮しなければならないことが規定されているところである。

五の1について

本事業においては、職場実習に参加する実習生の保護を図るため、確認書において、実習生が職場実習に起因して被った負傷等に対して、コーディネート機関から見舞金を支払うことが規定されているところである。本事業の実習期間中に実習生が行う実習内容は、受入企業の労働者の業務内容と同一ではなく、また、確認書に基づく見舞金と労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく保険給付（以下「労災保険給付」という。）については、それぞれの趣旨及び目的が異なり、給付額の算定方法等も異なることから、一概に比較することは困難である。

五の2について

本事業における見舞金の支払については、実習生が、故意又は重大な過失により、負傷、疾病、後遺障害又は死亡を生じさせた等の場合に、見舞金の支払制限を行うこととなっているが、それ以外の場合には、確認書に定められた所定の額が支払われることとなっている。また、労災保険給付の支給については、労働者が、故意、重大な過失等により、負傷、疾病、障害、死亡等を生じさせた等の場合に、労災保険給付の支給制限を行うことができることとなっているが、それ以外の場合には、労働者災害補償保険法に定められた所定の労災保険給付が行われることとなっている。両制度については、それぞれの趣旨及び目的が異なることから、一概に比較することは困難である。

五の3について

お尋ねの「法令違反」の内容が明らかではないが、本事業において、実習生が受入企業の故意又は重大な過失により負傷等を被った場合においては、コーディネート機関からは実習生に対する見舞金は支払われないが、こうした場合には、受入企業が実習生に対して損害賠償責任を負うことが想定される。なお、四について述べたとおり、確認書においては、受入企業は実習生の安全及び衛生に配慮しなければなら

ないことが規定されているところである。

六について

四について述べたとおり、確認書においては、受入企業は実習生の安全及び衛生に配慮しなければならぬことが規定されているところであり、確認書に沿って行われる本事業の中で、実習生が有害物に長期間暴露するような職場実習を行うことは想定していない。

七について

御指摘の「利害関係」の意味するところが明らかではないが、コーディネート機関については、本事業を実施するために十分な知見又は実績を有していること等を応募資格として、人材育成や就職支援を実施した実績があるかどうかや企画提案の内容が本事業の趣旨を理解したものとなっているか等について外部有識者等による委員会を設置して審査を行った上で、本事業を適切に実施できる者を決定している。

また、コーディネート機関は、職場実習の状況を実際に確認するため、受入企業を定期的に訪問することとなっている。訪問の際には、受入企業の指導担当者や実習生と面談して職場実習の実施状況等について聴取することから、コーディネート機関は、十分な面談時間を確保するため、受入企業に事前に連絡を

した上で訪問しているものと承知している。

八について

御指摘の「罰則」の意味するところが明らかではないが、コーディネート機関は、受入企業が関係法令又は確認書の条項に違反したときは、職場実習を終了することができるとともに、受入企業に対して助成金の支払停止や返還請求をすることができるとなっている。

また、労働基準監督機関は、本事業の実習生を受け入れている事業場であるか否かを問わず、労働基準法、労働安全衛生法等に規定する法定労働条件の確保を図るため、臨検監督等を行うとともに、労働者からの申告や相談に応ずる等の対応をしているところであり、本事業の実習生から労働基準法、労働安全衛生法等に違反して使用されているといった相談があつた場合等においても的確に対応するものである。